

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第4条の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者

㊦

米子市選挙管理委員会委員長 入澤睦美様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
借入れ	自動車の	令和 年 月 日			円	
雇用	運転手の	令和 年 月 日				
燃料代		令和 年 月 日				

備考

- 届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第8条の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊟

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 様

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

掲示場用ポスター作成契約届出書

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第11条の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊟

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 届出書には、契約書の写しを添付してください。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第5条第2号イの規定による確認を受けたいので、申請します。

令和 年 月 日

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 様

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊟

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
契約の相手方の氏名又は
- 2 名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動
用自動車の自動車登録番号又は
車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	円	円
今回の購入金額(B)	円	円
燃料代計(A)+(B)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に米子市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第9条の規定による確認を受けたいので、申請します。

令和 年 月 日

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 様

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊞

記

1 契約年 月 日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は
名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み又は確認申請枚数	備考
前回までの累積枚数(A)	枚	枚	
今回の枚数(B)	枚	枚	
枚数計(A)+(B)	枚	枚	

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に米子市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

掲示場用ポスター作成枚数確認申請書

次の掲示場用ポスターの作成枚数につき、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第12条の規定による確認を受けたいので、申請します。

令和 年 月 日

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 様

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊟

記

1 契約年 月 日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は
名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今回の枚数(B)	枚	枚
枚数計(A)+(B)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に米子市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、掲示常用ポスターの作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

第 号

自動車燃料代確認書

米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第5条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 ㊟

記

- 1 令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙
- 2 候補者氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動
用自動車の自動車登録番号又
は車両番号
- 3 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、市費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、市費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、米子市に支払を請求することはできません。

第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第9条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 ㊞

記

- 1 令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙
- 2 候補者氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、市費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、米子市に支払を請求することはできません。

第 号

掲示場用ポスター作成枚数確認書

米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第12条の規定に基づき、次の掲示場用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

米子市選挙管理委員会委員長 入 澤 睦 美 ㊞

記

- 1 令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙
- 2 候補者氏名
- 3 確認枚数 286枚

備考

- 1 この確認書は、掲示場用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、市費の支払の請求をする場合には、掲示場用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、米子市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり、選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者

㊟

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 1に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名		

車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	令和 年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が米子市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、運送事業者等は、米子市に支払を請求することはできません。
- 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) 前号以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、米子市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり、燃料を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊟

記

燃料供給業者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
---	--

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	当該自動車の走行距離計に表示された走行距離
令和 年 月 日		0	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

（裏面へ続く）

- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計（当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。）に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が米子市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、米子市に支払を請求することはできません。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり、運転手を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者

㊟

記

運転手の氏名及び住所	
------------	--

雇用年月日	報酬の額	備考
令和 年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が米子市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、米子市に支払を請求することはできません。
- 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、米子市に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり、選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 8 年 6 月 2 1 日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者

㊦

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他の選挙運動用ビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が米子市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、米子市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 4, 0 0 0 枚
 - 限度額 8 円 3 8 銭 × 確認された作成枚数 = 限度額

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり、掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙

候補者 ㊟

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	286

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他の掲示場用ポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が米子市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、米子市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数

選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

（2）限度額

$$\frac{202,400 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切上げ)}$$
$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

米子市長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

㊞

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙 令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、米子市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された「確認金額」の範囲に限られています。

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
令和 年 月 日	円×1台＝ 円	64,500円×1台＝ 64,500円	円	
計	/	/	円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
令和 年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		円	/	/	
令和 年 月 日		円			
令和 年 月 日		円			
令和 年 月 日		円			
令和 年 月 日		円			
令和 年 月 日		円			
令和 年 月 日		円			
計		円	53,900 円		

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された金額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
計	円	87,500円	円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成 1 7 年米子市条例第 1 2 号）第 9 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

米子市長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

㊟

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙 令和 8 年 6 月 2 1 日執行 米子市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書及び納品書その他の選挙運動用ビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、米子市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には、各 1 枚）を添付してください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名 _____

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額 (ア)×(イ) =(ウ)	単価	枚数	金額 (エ)×(オ) =(カ)	単価	枚数	金額 (キ)×(ク) =(ケ)	
(ア)	(イ)		(エ)	(オ)		(キ)	(ク)		
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			8.38						

備考

- 1 (オ) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (キ) 欄には、(ア) 欄と (エ) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (ク) 欄には、(イ) 欄と (オ) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書
(掲示場用ポスターの作成)

米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成17年米子市条例第12号）第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

米子市長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙 令和8年6月21日執行 米子市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した掲示場用ポスター作成枚数確認書、掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他の掲示場用ポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、米子市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 _____

選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (ア)	枚数 (イ)	金額 (ア)×(イ) =(ウ)	単価 (エ)	枚数 (オ)	金額 (エ)×(オ) =(カ)	単価 (キ)	枚数 (ク)	金額 (キ)×(ク) =(ケ)	
286箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				1,295	286	370,370				
計				1,295	286	370,370				

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (エ) 欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\underline{202,400 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切上げ)}$$

ポスター掲示場数
- (オ) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (キ) 欄には、(ア) 欄と (エ) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (ク) 欄には、(イ) 欄と (オ) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。